

資料 1

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針案」に対する意見の提出状況について

○意見募集の対象：国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針案

○意見募集期間：平成19年10月25日～11月13日

○意見提出の状況

【意見提出の総件数】 36 件

【提出者の内訳】	業界団体	1 件
	民間団体	1 件
	事業者	28 件
	一般	4 件
	地方公共団体	2 件

【意見内容の内訳】

意見の内容	業界団体	民間団体	事業者	一般	地方公共団体	合計
1. 温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に関する基本的方向に関する意見	0	0	1	1	0	2
2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項に関する意見	0	0	15	2	1	18
電気の供給を受ける契約	0	0	15	2	1	18
使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約	0	0	0	0	0	0
3. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項に関する意見	1	0	2	0	0	3
4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2.及び3.に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項に関する意見	0	1	0	0	1	2
5. その他温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項に関する意見	0	0	1	0	0	1
その他の意見（解説資料（案）に関する意見等）	0	0	21	2	0	23
電気の供給を受ける契約に関する解説資料（案）	0	0	18	1	0	19
自動車の購入に係る契約に関する解説資料（案）	0	0	0	0	0	0
省エネルギー改修事業に係る契約に関する解説資料（案）	0	0	3	0	0	3
建築物に関する契約に関する解説資料（案）	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	1
合計	1	1	40	5	2	49

注：同一の提出者から複数の内容の意見が提出されている場合は、それぞれの内容について計上している。

1. 温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に関する基本的方向に関する意見

No	主な意見の概要	考え方(案)
1	「地球温暖化の原因は、人類が温室効果ガスを環境中に大量に排出していることが原因であることはほとんど疑う余地はない」旨追記してはどうか。	ご意見の対象箇所の表題は「(1) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進の背景及び意義」であり、温室効果ガス等の排出の削減が重要である旨明示していること、及び第3段落において「環境中に人類が大量に排出しているのは温室効果ガスに限らない」ことを記述しており、地球温暖化の原因は温室効果ガスであることを示していることから、原文のとおりとします。
2	本基本方針(案)は8%削減の政府目標に対する具体策として評価できるが、残り4割程度の分野についても環境に配慮した物差しが必要ではないか。	平成19年3月30日に閣議決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に掲げた各種対策を政府自らが率先して取り組むことにより、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項に関する意見

(1) 電気の供給を受ける契約

No	主な意見の概要	考え方(案)
3	電力の契約だけが裾切り方式というのは問題。総合評価落札方式にすべきではないか。	環境配慮契約法附則第4項において、「国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする」と定められており、裾切り方式を採用しています。また、本基本方針案に示したとおり、「入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況(新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等)」によって定めることとしており、総合的な観点から裾切りの設定を行うこととしています。 なお、法附則第3項においては、「政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とこととされております。
4	各電気事業者(PPS事業者含む)の「新エネルギーの導入状況」及び「未利用エネルギーの活用状況」のデータをホームページ等に掲載すべき。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
5	環境に配慮した契約を進めるに当たり、公正な競争の確保とともに、安定供給の確保を考慮することについて明記されたことに賛成。(同様意見他4件)	対応なし
6	CO ₂ 排出係数だけではなく、新エネルギーの導入状況や未利用エネルギーの活用状況等を加味するなど多面的な評価を行った上で裾切りを行うとされている点及び公正な競争の確保に留意するとされている点で適切。国及び独立行政法人等に限らず地方公共団体においても、この基本方針を遵守した契約を実施していくべきである。	環境配慮契約法第4条において、地方公共団体及び地方独立行政法人については、努力義務とされており、地方公共団体等が独自に決定することとなります。 なお、環境配慮契約法及び法に基づく基本方針の内容等については、国等の機関のみならず、地方公共団体、事業者等に地方説明会やホームページ等を通じ、幅広く周知・普及していきます。
7	環境配慮契約法の直接的な対象範囲は国及び独立行政法人等とであるが、地方公共団体における入札の場合も、本基本方針案に定められている「裾切り方式」の考え方に則ることを原則とするよう、国として地方公共団体に働きかけていくべき。	環境配慮契約法第4条において、地方公共団体及び地方独立行政法人については、努力義務とされており、地方公共団体等が独自に決定することとなります。 なお、環境配慮契約法及び法に基づく基本方針の内容等については、国等の機関のみならず、地方公共団体、事業者等に地方説明会やホームページ等を通じ、幅広く周知・普及していきます。
8	電力の供給を受ける契約については、「公正な競争の確保に留意すること」が随所に明記されていることを踏まえれば、環境面だけでなく公正競争の観点からも適切な契約が実施されているかどうか整理・分析を行っていくべき。	本基本方針案の「4(5)情報の整理等」及び「4(7)基本方針の検討」に示したとおり、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結に関する状況等の整理・分析結果等を踏まえ、必要に応じて、本基本方針の見直しを行うこととしています。

No	主な意見の概要	考え方(案)
9	「入札に参加する者に必要な資格として、・・・(新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。)及び供給予定電力量に対する京都メカニズムの活用を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする」と追記すべき。	解説資料(案)に示したとおり、「電気事業者が取得した京都メカニズムのクレジットについては、温対法の算定・報告・公表制度において、電気事業者ごとの排出係数に反映させる方策について、本年度中に十分に検討が行われ、結論について関係者に周知を図ることとされている。国等において把握できる係数として適切と認められるものについては、その結論を受け、環境配慮契約法に基づく契約において京都メカニズムのクレジットを織り込む方策について検討することとする」とされています。このため、原文のとおりとします。
10	入札実施主体が裾切りを決定すること、温対法排出係数を採用することなどが記載されており賛同できる内容。 なお、地域ごとの裾切り値については、安定供給確保の観点等を踏まえ、運用に当たって、その趣旨に沿わない取り扱いが行われることのないよう周知を図るべき。	環境配慮契約法及び法に基づく基本方針の内容等については、国等の機関のみならず、地方公共団体、事業者等に地方説明会やホームページ等を通じ、御指摘の点に留意しながら幅広く周知してまいります。
11	安定供給、環境、競争をバランスよく考慮した内容となっており賛成。 全国47都道府県で開催される説明会等においても、当該地域の事情を勘案しつつ安定供給の確保のための取組との調和を確保する観点から入札実施主体がそれぞれ適切に判断の上、入札基準を設定する点等について十分説明すべき。	環境配慮契約法及び法に基づく基本方針の内容等については、国等の機関のみならず、地方公共団体、事業者等に地方説明会やホームページ等を通じ、幅広く周知・普及してまいります。
12	裾切りの設定に当たって、未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況について、過大な配点を設定しないよう留意すべき。(同様意見他1件)	解説資料(案)に示したとおり、「各要素の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体が、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③新エネルギーの導入状況をそれぞれ適切に判断の上、設定すること」としています。
13	制度の運用に当たっては、安定供給の確保を前提に、環境配慮契約法の目的、本基本方針の基本的方向性に照らし、特定の温室効果ガス削減方針に偏らない、公正・公平な評価がなされるようにするとともに、併せて地方公共団体等への周知徹底すべき。	環境配慮契約法及び法に基づく基本方針の内容等については、国等の機関のみならず、地方公共団体、事業者等に地方説明会やホームページ等を通じ、幅広く周知・普及してまいります。 なお、環境配慮契約法第4条において、地方公共団体及び地方独立行政法人については、努力義務とされており、地方公共団体等が独自に決定することとなります。
14	当分の間、裾切り方式を採用すること、またその際、新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等を加味すること、及び公正な競争の確保に留意することについて賛同。	対応なし
15	「・・・環境への負荷の低減に関する取組の状況(新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。)を・・・」を「・・・環境への負荷の低減に関する取組の状況(原子力発電及び新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。)を・・・」に変更すべき。	原子力発電を保有している電気事業者は、現在一般電気事業者のみであり、入札参加資格として裾切りの条件とする状況にはないことから、原文のとおりとします。

3. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項に関する意見

No	主な意見の概要	考え方(案)
16	「ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、ESCO事業を可能な限り幅広く導入するものとする」について、「・・・可能な限り幅広く導入するとともに積極的に推進する」と記載すべき。	平成19年3月30日に閣議決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)の「2(2)既存の建築物における省エネルギー対策の徹底」において、「ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する」と規定されており、同計画と整合を図ったものであることから、原文のとおりとします。
17	ESCO事業者の決定に当たっては、ESCO事業者が実施する対策によるCO ₂ 削減効果を適切に把握し評価することが重要であることから、具体的に削減効果を算定するため、国土交通省監修の「グリーン庁舎基準及び同解説(平成17年版)」における評価手法に基づき係数を定め、適切に評価できるよう制度設計すべき。(同様意見他1件)	二酸化炭素排出量削減の原単位については地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくものとしています。

4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2.及び3.に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項に関する意見

No	主な意見の概要	考え方(案)
18	基本方針(案)では、「設計業務を発注する場合は、環境配慮型プロポーザル方式を採用する」と規定しているが、建築物に関する契約として、設計業務のみの発注でない建築物の設計・建設等の業務を一体的に発注する方式も存在する。 特にPFIでは、建築物に係る設計・建設・維持管理等の業務を一体的に発注し、品質(環境保全性能含む)と価格との総合評価によって落札者を選定する総合評価一般競争入札方式を採用し、実績を積み重ねてきている。 本法律の趣旨をより具現化するためには、設計業務発注の環境配慮型プロポーザル方式に加え、PFIのような設計・建設・維持管理業務等の一体的発注方式(総合評価一般競争入札方式採用)も基本方針に記載すべきものとする。	御指摘のPFIによる契約についても、本基本方針はすべての契約を対象とするものですので、適切に環境配慮が実施される必要があります。基本方針案では、具体的な手法は定めておりませんが、「5.(1)すべての契約における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進」に含まれています。 なお、基本方針で具体的な手法を定める契約の対象については、引き続き検討していきます。
19	プロポーザル方式は、設計案を審査し設計者を選定する方式ではなく、具体的な実施方針・設計体制などに関する提案書類により設計者の資質に着目して選定する方式であるため、契約書に明記するような精度の高い温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を求めることは困難ではないか。	御指摘のとおり、プロポーザル方式は、精度の高い内容を求めるものではありません。プロポーザル方式の提案内容のうち、発注者が効果と実現可能性等を審査して実施すべきと判断したものは、契約図書に記載して実現に努めるという趣旨で記載しています。妥当性のある技術提案を契約書に明記することは困難ではないと考えています。

5. その他温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項に関する意見

No	主な意見の概要	考え方(案)
20	基本方針(案)については、概ね妥当であるとする。環境に配慮した契約の推進のため普及啓発等を実施するに当たっては、各地域の実情を踏まえ、誤解を生じないようにすべき。	環境配慮契約法及び法に基づく基本方針の内容等については、国等の機関のみならず、地方公共団体、事業者等に地方説明会やホームページ等を通じ、幅広く周知・普及していきます。

その他の意見(解説資料(案)に関する意見等)

(1) 電気の供給を受ける契約に関する解説資料(案)

No	主な意見の概要	考え方(案)
21	日本の削減義務とグリーン電力証書等による補完方法に齟齬があるのではないかと。CO ₂ 排出係数とグリーン電力証書が等価ではないのではないかと。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
22	グリーン電力証書に係る説明資料については、特定の事業者の資料の引用ではなく、グリーン電力認証機構の資料から引用すべき。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
23	「裾切り」に当たって、グリーン電力証書を考慮する場合には、解説資料(案)のとおり、オプションの加点項目としての活用にとどめるべき。(同様意見他3件)	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
24	電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを反映した排出係数を需要家に適用することを検討する以前に、特定排出者(需要側)が自ら取得した京都メカニズムクレジットや自ら実施した削減対策の評価を排出量へ反映することについて検討すべき。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
25	温対法の排出係数を採用することが明記されたことは、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度と整合が図られており、妥当であるとする。 その運用面において、温対法の排出係数のほかに地方公共団体がその地域に存する事業者向けに公表しているものなど適切と認められるものを用いているが、入札に参加する電気事業者がいずれか低い排出係数を恣意的に選択することがないよう、予め調達者が使用する排出係数を明確にすべき。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。 なお、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)においては、他人から供給される電気の使用に係る二酸化炭素の排出量を算定する際の電気の二酸化炭素排出原単位(排出係数)を、地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における扱いと同様としています。
26	解説資料(案)の「標準的な手続とスケジュール」の「入札実施に必要な事項の調整」に、「接続供給サービスを利用できるようになるためには、計量器工事などの準備が必要であり、関係箇所と調整が必要な場合がある」旨記載すべき。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
27	グリーン電力証書を公的に位置づけた点は評価できる。今後も地球温暖化対策推進法等での公的評価を通じ、グリーン電力証書の普及拡大、自然エネルギーの発展につながる方策の強化を期待する。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
28	当該地域における電力供給が可能な電気事業者の二酸化炭素排出係数を踏まえて設定することは適当。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
29	京都メカニズムのクレジットを排出係数へ反映すべき。(同様意見他3件)	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。

No	主な意見の概要	考え方(案)
30	裾切りの区分値等について、毎年度見直しを検討されることは妥当。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
31	二酸化炭素排出係数は温対法の排出係数を使うことが妥当。 (同様意見他1件)	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
32	京都メカニズムのクレジットに係る記述の「電気事業者が取得した・・・織り込むことは認められない」は、将来京都メカニズムのクレジットを加味することを前提としたような文章となっており、削除すべき。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。

(2) 省エネルギー改修事業に係る契約に関する解説資料(案)

No	主な意見の概要	考え方(案)
33	「ESCO事業者の幅広い独自の提案を妨げることのないように、フィージビリティ・スタディの実施結果を取り扱う」旨の表現を追記すべき。(同様意見他1件)	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
34	ESCO事業の公募において、省エネルギーに係る診断等を実施した事業者が入札から排除される条件(入札参加の可否を含む)を明記することを追記すべき。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。

(3) その他

No	主な意見の概要	考え方(案)
35	「環境配慮契約法」と謳いながら中身は「CO ₂ 削減法」になっている。「CO ₂ 削減」だけで温暖化は抑止できるのか。熱源となるものの対策も同時に行うべきではないか。	今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。